

令和8年度 千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本件は、フリースクール等民間施設に通う児童生徒の保護者に対し、その経費の一部を補助し、不登校児童生徒一人一人が社会的に自立できるよう、教育機会とそれぞれの状況に応じた居場所を確保することを目的とする。民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした企画提案を広く求め、本事業の利用者及びフリースクール事業等民間施設の利便性を確保するため、公募型プロポーザルを実施する。

本要項は、令和8年度千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託契約に係る優先交渉者を、公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和8年度 千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託

(2) 業務概要

別添「仕様書(案)」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

本市が指定する場所

(5) 見積上限額

14,500,000円を上限額とする。

うち、クーポン利用料は12,000,000円で積算し、クーポン利用料を除いた金額は消費税及び地方消費税を含むこと。

(6) 支払条件

別添「契約書(案)」のとおり

3 プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 令和3年度から令和7年度までに本業務内容に類似する契約協定を含む実績があり、かつ、誠実に履行していること。

(3) 千葉市との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

(4) プライバシーマークなど個人情報の保護に関する認証を取得している、又は未取得の場合、「情報セキュリティ対策実施状況調査票」の回答様式②【ISMS認証等未取得の場合】の設問を全て「はい」で回答のうえ、提出できること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のい

ずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該企画提案書提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を本業務の参加申込期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

4 参加手続き等

(1) スケジュール（予定）

ア	募集要項等の公表	令和8年 6月 9日（火）
イ	質問受付期限	6月16日（火）
ウ	質問回答ホームページ掲載	6月18日（木）までの間に随時掲載
エ	参加申込期限	6月23日（火）
オ	参加資格確認結果通知	6月30日（火）
カ	企画提案書の提出期限	7月 7日（火）
キ	選考結果通知	7月14日（火）
ク	契約締結	7月中旬から下旬

(2) プロポーザルに関する質問

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本実施要項、仕様書の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月16日（火）17時まで

イ 質問方法

質問書（様式第1号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受付けない。電子メールの件名は、「令和8年度 千葉県フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受付けるものとする。

ウ 回答方法

受付した質問に対する回答は、電子メールにて質問者へ送信する。また、受付した質問及び回答は、随時、ホームページに掲載する。

エ 提出先

kyoikushien.eds@city.chiba.lg.jp

(3) 参加申込書類の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を郵送又は持参により提出すること。

ア 提出書類

(ア)	企画提案参加申込書（様式第2号）
(イ)	同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの）
(ウ)	3 プロポーザル参加資格（4）で規定する認証の写し、又は「情報セキュリティ対策実施状況調査票」

イ 提出期限

令和8年6月23日（火）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所10階 教育支援課

エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和8年6月30日（火）までに、参加の可否について通知する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書8部（正本1部、副本7部）

※副本は、企画提案書等の内容から、応募者の社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

※表紙には、①宛名「千葉市教育委員会事務局学校教育部教育支援課」、②タイトル「令和8年度 千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託企画提案書」、③提出年月日、④法人名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

(イ) 参考見積書及び経費内訳書（1部）

※上記（ア）と別に提出することとし、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。

イ 企画提案書の内容

各項目について、別添「令和8年度 千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託プロポーザル審査基準」を参照のうえ、記載すること。なお、ページ数の上限を16ページとする。（表紙・目次は含まず）

(ア) 実施方針

(イ) 事業実績

(ウ) 実施方法（クーポン利用方法、フリースクール事業者等の請求方法等）

(エ) 問い合わせ対応

(オ) リスク管理（個人情報保護等の取組み）

(カ) その他提案事項

ウ 提出期限

令和8年7月7日（火）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

エ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所10階 教育支援課

5 受託候補者の選定方法

(1) 審査方法

事業者の選定は、令和8年度千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託企画提案選定委員会において、各企画提案者から提出された企画提案書の書面審査にて選考を行う。

その際、採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い者を優先交渉者とする。また、見積額も同額であった場合は、委員長の採点が高い者を優先交渉者とする。さらに、委員長の採点も同点であった場合は、抽選の上、優先交渉者を決定する。

なお、満点の60%を最低基準点とし、これに満たない点数の場合は最高得点者であっても選外とする。参加の申込が1者のみであった場合においても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。プレゼンテーションによる審査は行わない。

(2) 審査基準

選定に係る審査項目及び配点等は、別添「令和8年度 千葉市フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託プロポーザル審査基準」のとおりとする。

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 委託料が本募集要項2（5）に記載する委託金額を超過した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合

オ 審査の公平を害する行為等があった場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

ア 通知日

令和8年7月14日（火）

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する質問は受け付けない。

6 契約

(1) 契約の締結

ア 審査により選定された優先交渉者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、本市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

ウ 契約保証金は当該契約金額の100分の10以上の額を収めることとする。ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

(1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。

(3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

8 問合せ先

千葉市教育委員会事務局学校教育部教育支援課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所10階

電話：043（245）5935

E-メール：kyoikushien.eds@city.chiba.lg.jp

担当：生徒指導班 吉田